

市政運営の諸制度（修正案）

【条例素案（修正案）】

第〇節 市政運営の諸制度

(総合計画)

第〇条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 執行機関は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会を確保するものとする。

3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、定期的にその進捗状況を市民に公表するなど、透明性を確保しながら適切に進行管理を行うものとする。

(財政運営)

第〇条 市は、~~次の世代に大きな負担を残さない~~長期的な視点から財政収支を十分考慮した予算編成に努め、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、毎年度の予算および決算その他市の財政状況に関する情報を市民に、より分かりやすく公表しなければならない。

3 執行機関は、出資法人（市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人をいう。）に対し、その運営が健全に維持されるよう、適切な指導等を行うものとする。

(説明責任)

第〇条 執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施および評価の各過程において、市民に、より分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第〇条 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、~~誠実かつ迅速に対応するよう~~速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。

(行政手続)

第〇条 執行機関は、~~行政市政~~運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行うものとする。

(行政評価)

第〇条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、~~効果的かつ効率的な~~**効果的かつ効率的な**~~行政市政~~運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において、執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。

(外部監査)

第〇条 市長は、適正で~~効率的かつ~~**効果的**な市政運営を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部監査を実施するものとする。

(行政組織の編成)

第〇条 執行機関は、市民に分かりやすく、機動的かつ**効率的な**市政運営が可能となるよう組織編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(危機管理体制の整備等)

第〇条 市は、災害等の緊急時において、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制の整備を図るものとする。

2 市は、災害等の緊急時においては、その対策に必要な財政措置を速やかに講ずるものとする。

(公益通報)

第〇条 市長は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

(政策法務)

第〇条 市長は、自主的で質の高い政策を実行するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。

【条文比較表（公益通報）】

	上越市自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	平取町自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	中野区自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)	大東市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	豊島区自治の推進に関する基本条例 (H18. 4. 1施行)
公益通報	<p>第5章 市政運営 (公益通報)</p> <p>第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第4章 行政運営 (公益通報)</p> <p>第22条 町の職員は、公正な町政運営を妨げ、町政の信頼を損なう行為が行われている、若しくは行われようとしていることを知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。</p> <p>2 正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保護されなければならない。</p> <p>3 公益通報に関して必要な事項は、別の条例などで定めます。</p>	<p>第2章 行政運営 (公益通報)</p> <p>第11条 執行機関は、行政運営上の職員の違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>第6章 行政の役割と責務 第2節 行政運営の方針 (公益通報)</p> <p>第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。</p> <p>2 前項に関することは、別に定める。</p>	<p>(公益通報)</p> <p>第18条 市は、公益通報(市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(公益通報等)</p> <p>第6条 区の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定める是正行為に係る公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>

【条文比較表（政策法務）】

	上越市自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	豊中市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	三鷹市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	名張市自治基本条例 (H18. 1. 1施行)	豊田市まちづくり基本条例 (H17. 10. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
政策法務	<p>第5章 市政運営 (政策法務) 第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。</p>	<p>第3章 自治の運営 第2節 市政 (政策法務) 第17条 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。</p>	<p>第5章 市政運営 (政策法務) 第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。 2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。</p>	<p>第6章 市政運営 (法務政策) 第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p>	<p>第5章 市政経営の基本事項 (条例の制定及び法令の活用) 第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。</p>	<p>第6章 行政の役割と責務 第2節 行政運営の方針 (法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。</p>